

## 上越市選挙管理委員会告示 45 号

令和 8 年 5 月 31 日執行予定の新潟県知事選挙におけるポスター掲示場について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 8 項及び上越市長の選挙ポスター掲示場の設置に関する条例（平成 7 年条例第 37 号）第 2 条の規定により、ポスター掲示場の設置場所を次のとおり定めた。

令和 8 年 5 月 12 日

上越市選挙管理委員会

委員長 澤 海 雄 一

1 ポスター掲示場の設置場所  
上越市長選挙

929 か所（別紙のとおり）